

吹田市商工行政の変化と民商の提案活動

西尾 栄一

吹田市は大阪市に隣接し人口35万人、事業所数約1万の複合都市である。商工予算は一般会計の0.5%で約5億円。1999年以降官公需の地元発注割合は年々低下し、担当部署の責任者が毎年異動するなど行政のやる気のなさが目立つ時期が長く続いていた。吹田民商は2002年11月に「吹田市の産業振興政策立案にあたっての提言」（以下「提言」）、2005年9月には「吹田市新商工振興ビジョン素案（案）に対する意見」（以下「意見」）を発表して行政の奮起を促し、2003年、2007年の市長選挙では、吹田市の商工業の実態を市民に告発してきた。そして、2007年以降、「提言」や「意見」で取り上げてきた内容が、ようやく具体的な施策として展開されるようになったのが現時点の特徴である

2007年11月に「産業労働室」が「産業労働にぎわい部」に昇格。2008年度は就労支援組織である「JOBカフェ吹田」「JOBナビ吹田」の開設や商店街を中心とするまちづくり組織である「JR吹田駅周辺まちづくり協議会」が設置された。2009年度は「吹田市産業振興条例」（抜粋は28ページ参照）が制定され、行政のなかに初めて「起業・工業部門」が設置され「ビジネスコデネート事業」もスタートした。条例を具体化する専門部の設置、全事業所実態調査、「吹田市商店街及び商店ポータルサイト事業」も行われた。問題点もあるが前向きである。

条例の検討は2007年8月から「吹田市商工業振

興対策協議会」（以下、「協議会」）で始まった。行政が出してきた案は、なぜ条例が必要なのか、どのような条例が求められているのかを曖昧にしたまま他都市の条例を若干手直ししただけの内容であった。そのため、民商は2007年11月15日の「協議会」に独自の条例案として「吹田市中心企業振興基本条例（仮称）制定に向けた提言」を提出した。当初2008年の3月議会に提出する予定であったものを1年間延長して時間をかけて検討を行った。協議はたいへん民主的に行われ、行政の案、商工会議所の案、民商の案を基に一致点をつくる努力が行われた。制定された条例は問題点があるものの民商が重点にした部分は条文として反映されるものとなった。

2009年4月以降は、条例を具体化させるために「協議会」の下に「全事業所実態調査作業部会」、「企業誘致・創業支援作業部会」、「商業の活性化に関する要領・要項制定作業部会」が設置された。民商は其々の部会に3名の代表を送り、広い視野から討議が進むように力を尽くしてきた。

吹田市の商工行政はこの数年で大きく変化した。職員のやる気と住民参加の仕組みが短期間でこれだけの成果を生む土台となったといってもよい。民商では全事業所実態調査の結果を分析して、今後の政策提言を行っていきたいと考え準備を始めているところである。

（にしお えいいち・吹田民主商工会事務局長）

吹田市産業振興条例【主な内容の抜粋】

〈基本理念〉

- 産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策を行うことにより推進されなければならない。
- 産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。
- 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない。

〈事業者の役割〉

- 市内の事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の上に努めるとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとします。
- 市内の商店街又は小売市場において事業を営む者は、商店会へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとします。
- 市内において大型店を運営する者は、経済団体等に参加するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとします。
- 市内の大企業者は、中小企業者との共存共栄を図るとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとします。

(注) このほか、産業施策の方針、市の役割、経済団体等の役割、市民の役割などがある。詳しくは吹田市ホームページ参照。